部長、参事官及び所属長
殿
情　報　通　信　部　長

警務発第３８４号
（総務、監察、生企、刑企、組対、
交企、備ー、学校）
平成28年３月28日
30年保存（口訓）
本　　部　　長

【沿革】令和４年３月29日警務発第171号
令和７年８月26日警務発第896号
令和８年３月24日警務発第355号

高知県警察国際化推進委員会設置要綱の制定について（通達甲）

我が国を訪れる外国人数は、為替相場等の影響による訪日観光への追い風等も影響し、平成27年には2,000万人に迫り、今後も、政府の日本再興戦略における方針を踏まえた観光政策等を受け、更なる増加が見込まれている。

本県においても、多数の外国人が乗船した大型客船が寄港する機会が増加するなど、今後、来日外国人が関係する警察事象の増加が予想されるところであり、県警察においては、県土の良好な治安を維持しつつ、来日外国人とのコミュニケーションの円滑化等警察活動の国際化に係る各種課題を解決するため、別添のとおり「高知県警察国際化推進委員会設置要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので、所属職員に周知の上、実効が期せられるよう特段の配意をされたい。

なお、情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

別添

高知県警察国際化推進委員会設置要綱

第１　趣旨

この要綱は、警察活動の国際化に係る諸対策の推進上の課題について総合的に検討するため必要な事項を定めるものとする。

第２　組織

委員会の組織は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長　　本部長

副委員長　警務部長

委員　　生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務参事官、人身安全対処参事官、組織犯罪対策参事官及び警察学校長

第３　任務

委員会は、次に掲げる事項について総合的に検討するものとする。

１　外国人とのコミュニケーションの円滑化に関すること。

２　警察業務に係る制度・手続等の分かりやすさの確保に関すること。

３　組織基盤の整備に関すること。

第４　運営

１　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその事務を代行する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第５　幹事会

１　委員会における検討事項等について、具体的計画案の策定及び調査研究を行うため、委員会の下に高知県警察国際化推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長　県本部警務課長

幹事　　各部の庶務担当課次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）その他幹事長が指定する職員

第６　庶務

委員会及び幹事会の庶務は、県本部警務課において行う。

第７　その他

　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。